

# 港区広報キャラクター「みなぴい」使用の流れ

港区広報キャラクター「みなぴい」を使用したい！



目的は？

## 商品を作り販売する

例：・みなぴいのぬいぐるみを作り販売する  
・販売している商品のパッケージに  
みなぴいのイラストを使う

など



## 商品以外 (販売を目的としない)

例：・町内会や学校で作るチラシや書類に  
みなぴいのイラストを使う  
・みなぴいをモチーフにした反射シールを  
作り配る

など



以下の書類を提出してください

- ①使用承認申請書（第2号様式）
- ②商品デザインシート（第3号様式）

承認後、使用承認通知書が届きます

商品の発売までに、商品の完成品を  
提出してください  
(完成品が難しければイメージデータ)

以下の項目に該当していますか？

- ・国又は地方公共団体
- ・学校等が教育の目的で使用する場合
- ・港区内の各種地域団体や町内会・自治会等
- ・新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- ・報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、港区長が認めた場合
- ・港区長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合

はい

申請は不要です

いいえ

使用申込書  
(第1号様式)  
を提出してください。

※イラストを使用される場合は、必ず「デザインガイドライン」をお読みください

【問い合わせ・書類提出先】

名古屋市港区役所区政部地域力推進課

住所：〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号

TEL:052-654-9622 FAX:052-651-6179

E-mail:a6549621@minato.city.nagoya.lg.jp